

選挙年齢が今年の6月から18歳に引き下げられました。学校では主権者教育が求められていると聞き及びますが、公職選挙法改正より前から学級運営について学級会を開いたり、生徒会選挙を実行したり、更に模擬投票授業をされるなど主権者教育と評価されるべき実践を積み重ねられてきた先生方は多いでしょう。

「これ以上何をすればいいの?」「政治的中立性との両立もしないといけないのに・・・」とお悩みの先生方へ。大阪弁護士会では10年以上にわたり弁護士を学校へ派遣して色々なテーマで授業を行ってきましたが、去年から主権者教育を意識した授業の取り組みを始めました。法専門職である弁護士の立場から人権の尊重及び立憲主義の重要性について、グループワークや双方向の質疑応答を通して「教える」のではなく、「考えてもらう」授業をしています。このシンポジウムでは、弁護士が行った授業を題材に、主権者教育について、分かりやすく、かつ、よりよい主権者教育授業がどうやったらできるのかを現場の先生方と一緒に考える機会とすべく企画しました。

併せて、大阪弁護士会有志メンバー及び大阪府高等学校社会(公民・地歴)研究会メンバーが中心となって構成する「法むるーむネット」作成の教材『法むるーむ』についてご紹介したいと存じます。



8月18日(木)

午後2時～午後5時

弁護士と考える 18歳選挙権

- 場所 大阪弁護士会館 2階ホール
- 内容 基調講演 「主権者教育に求められているもの(仮題)」
立命館宇治高校 杉浦真理教諭
(総務省・文科省作成の主権者教育用副教材『私たちが拓く日本の未来』執筆者)
同志社香里高校での授業風景
教師と弁護士によるパネルディスカッション
『法むるーむ』執筆者による報告
- 参加費用 無料・一時保育あり(裏面をご参照下さい)
- 後援 大阪府教育委員会・大阪市教育委員会・堺市教育委員会
- 共催 日本弁護士連合会

大阪弁護士会